

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標 I-6-2

適正な移植医療を推進すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

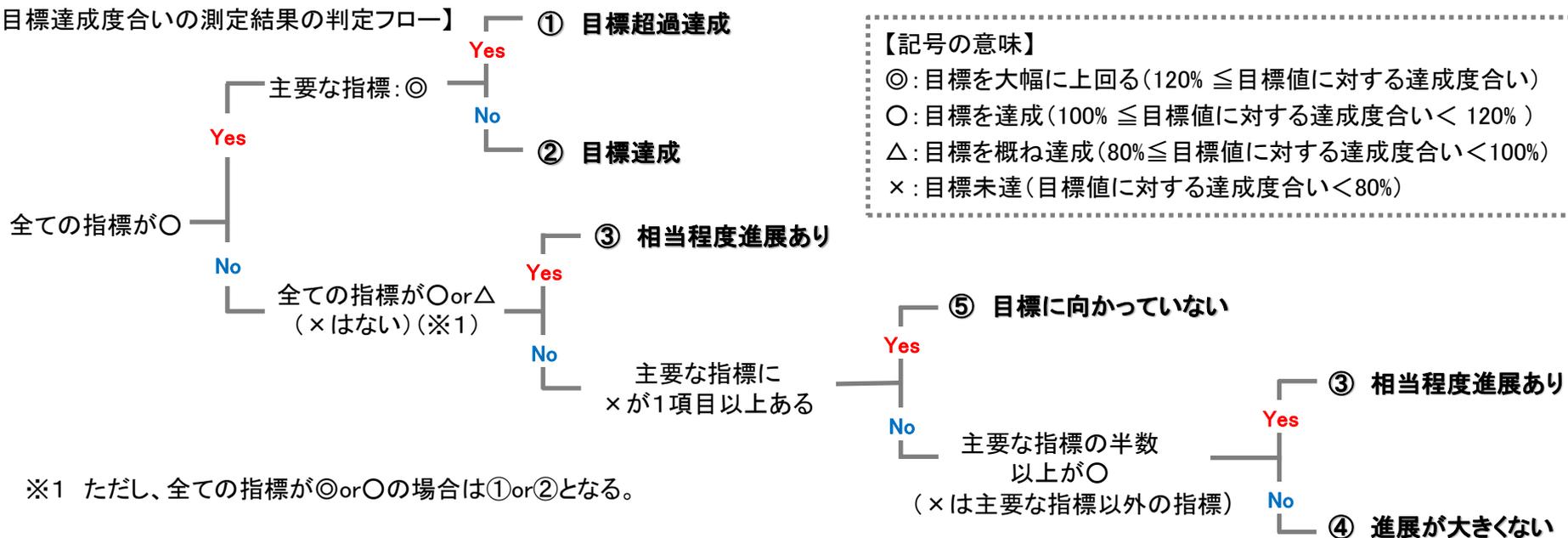
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る(120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成(100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成(80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達(目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標 I-6-2）

基本目標 I： 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 6： 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること

施策目標 2： 適正な移植医療を推進すること

現 状 （背 景）

1-1. 臓器移植の現状

- ・ H 9 年の臓器移植法施行から R 6 年 3 月末までの間の臓器移植実施件数は 43,734 件。
- ・ R 5 年度の臓器移植実施件数は 1,434 件となっているが、臓器移植希望者数は 18,397 人（R 6 年 3 月末時点）であり、臓器移植希望者数と臓器移植件数に乖離がある状況。

1-2. 臓器提供施設の体制整備

- ・ 脳死下での臓器提供体制を整えている施設数は 444 施設（R 5 年度）。
- ・ 臓器提供実施件数は施設間で偏在。臓器提供実施施設のうち、複数事例を実施している施設は 6 割程度に留まっている。
- ・ 臓器提供に関する院内体制整備支援事業の実施施設数は、新型コロナ発生状況下において R 2 年度は減少したが、R 4 年度はコロナ前の水準に回復し、R 5 年度は脳死下臓器提供者数が過去最高数となった。

1-3. 臓器移植の普及啓発の状況

- ・ 臓器提供に関心がある者の割合は 65.5%（R 3 年 10 月）。
- ・ 一方で、臓器提供に関する意思表示をしている者の割合は 10.2%にとどまり、近年横ばい。
- ・ 家族や親しい人と臓器提供について話をしたことがある者の割合は 43.2%。

2. 造血幹細胞移植に係る状況

- ・ 骨髄バンクのドナー登録者数は増加傾向にあるが、最も多い年齢層は 50 歳前後であり、高齢化が見られる。今後、登録年齢上限（54 歳以下）による取消等によりドナー登録者数の減少が懸念される。また、高齢者のドナーは健康理由等から骨髄・末梢血幹細胞の提供まで至らない割合も高い。
- ・ 臍帯血の公開本数（移植に使用できる数）は、出生数が減少する中で、ここ数年横ばい傾向にある。

課 題 1

- ・ 脳死下での臓器提供事例は着実に増加しているが、全体として臓器移植希望者数には届かない状況であり、① 体制の整備 と ② 普及啓発 を行う必要がある。

達成目標 1

- ・ 国民の臓器提供に関する意思を尊重し、臓器提供者数を増加させるため、
① 体制の整備を図る。
② 意思表示について具体的に考え、家族等と話し合う機会の増加を目的とした普及啓発に取り組む。

【測定指標】 太字・下線が主要な指標

1 臓器提供者数（アウトカム）

- 2 脳死下臓器提供体制を整えている施設数（アウトカム）
- 3 あっせん事業の従事者に対する研修会実施回数（アウトプット）

〔【参考指標】 4 臓器提供意思登録システム現登録者数 〕

課 題 2

- ・ 少子高齢化によって、今後、骨髄バンクドナー登録者数や臍帯血公開本数の減少が見込まれるため、引き続き、国民（特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層）への理解・協力を求める必要がある。

達成目標 2

- ・ 特に骨髄バンクドナーや臍帯血提供者となりうる可能性の高い若年層に向けた普及啓発を行い、骨髄バンクドナー登録者数と臍帯血公開本数を一定規模以上確保する。

6 骨髄バンクドナー登録者数（アウトカム）

7 臍帯血新規公開本数（アウトカム）

【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅰ-6-2）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1 臓器提供数の増加に向けた体制整備と普及啓発】

指標1: ○(目標達成率 107%) 指標3: ×(目標達成率 76%)

指標2: ○(目標達成率 102%)

[参考指標4] 令和5年度実績: 前年度比3%増

【達成目標2 骨髄バンクドナー登録者数・臍帯血公開本数の確保】

指標6: ○(目標達成率 102%) 指標7: △(目標達成率 92%)

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 主要な測定指標以外の指標の一部の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数以上。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・ 指標3(あっせん事業の従事者に対する研修会実施件数)が目標未達(×)となった要因は、臓器提供者数の増加に伴い、OJTによりあっせん事業の従事者の経験値が向上したため、研修を高頻度で実施する必要がなくなり、研修の実施回数が減ったものと考えられる。

《効率性の評価》

- ・ 指標3については、近年、予算額が大きく変わっていない中で、直近5年間の研修回数を踏まえ必要な研修が実施されていると考えられ、効率的な取組が行われていると評価できる。

《現状分析》

- ・ 指標3については、目標未達となったものの、直近5年間の研修回数を比較した場合、必要な研修が実施されていると考えていることから、引き続き取組を進めていく。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】

- ・ 指標1・2については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。
- ・ 指標3については、引き続き取組を進めていくが、目標の達成には臓器提供施設間の連携や移植実施施設への支援などが重要になってきているため、適切な指標を設定することも含めて見直しを検討していく。

【達成目標2】

- ・ 指標6・7については、引き続き、目標達成に向け、着実に取組を進めていく。

移植医療について

移植医療対策については、「臓器移植対策」と「造血幹細胞移植対策」があり、それぞれにおいて国民の理解を深めるための普及啓発や移植医療を提供するための体制整備など、移植医療対策の推進に取り組んでいる。

移植医療は、

- ・ 「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、「提供者（ドナー）」があって、はじめて成立すること
- ・ 特に非血縁者間（第三者間）での公平性を担保するためには、あっせん機関等（臓器あっせん機関、骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん機関、臍帯血提供機関）が必要なことという特徴を有している。

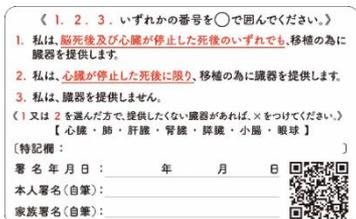
臓器移植

病気や事故により臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植することで、機能を回復させる治療法。

(表面)



(裏面)



臓器提供意思表示カード



中学生向け普及啓発パンフレット

造血幹細胞移植

白血病などの血液疾患の人に、ドナーから採取した造血幹細胞を移植※することで造血機能を回復させる治療法。

※移植の方法は、「骨髄移植」「末梢血幹細胞移植」「臍帯血移植」の3種類

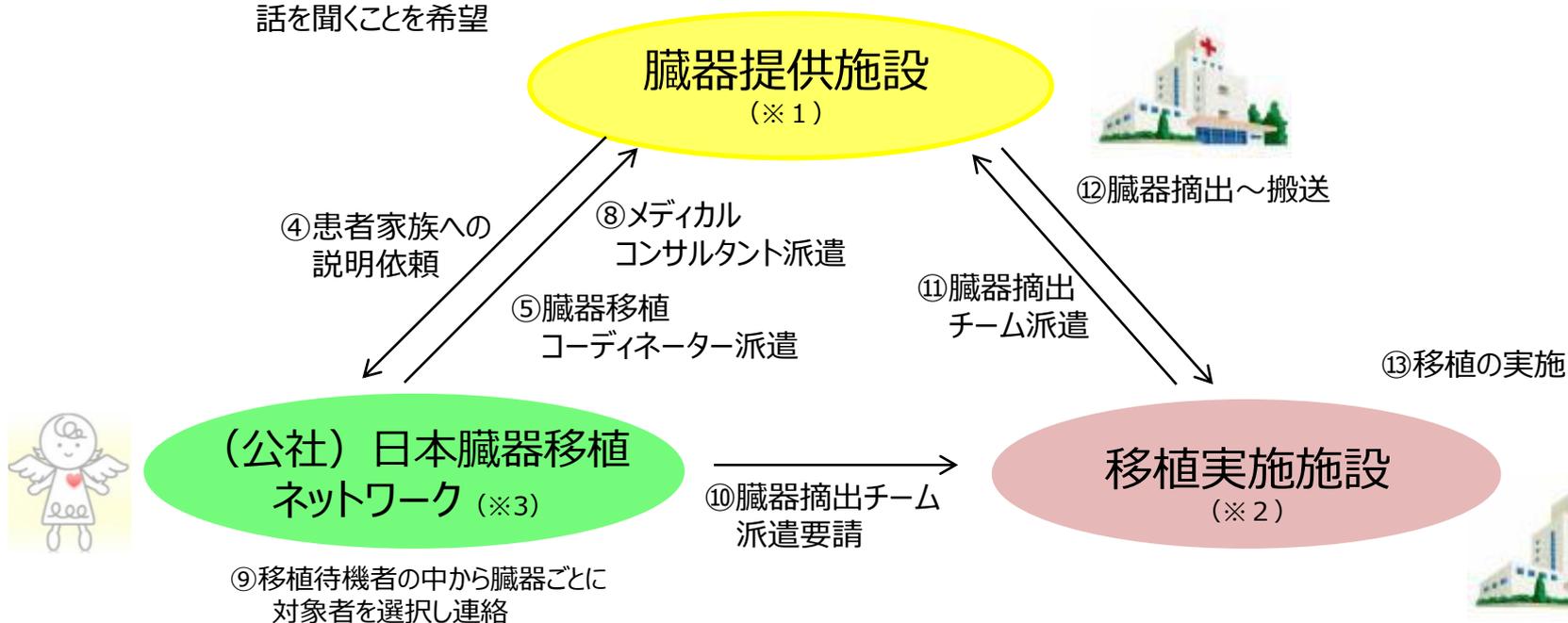


臓器移植の実施体制

- ① 患者が臓器提供者となり得る状態となる
- ② 主治医より患者家族に病状説明
- ③ 患者家族が臓器提供について話を聞くことを希望

(※1) 脳死下での臓器提供を行う臓器提供施設については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）に基づき、大学附属病院や救命救急センターとして認定された施設等に限定している。臓器提供施設のうち、臓器提供の経験豊富な施設は臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設として、他の臓器提供施設の支援を行っている。

- ⑥ 患者家族の意思の確認
- ⑦ 法的脳死判定



(※3) 公益社団法人日本臓器移植ネットワークは、眼球のあっせんを除き、日本で臓器移植法に基づき許可されている唯一のあっせん機関。

(※2) 脳死した者の身体から摘出された臓器の移植（眼球を除く）を行う移植実施施設は、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）に基づき日本医学会移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定することとしており、同合同委員会に参加する各学会が、各学会が定める基準に基づき審査・推薦を行い、同合同委員会が、本審査・推薦に基づき、移植実施施設を認定している。

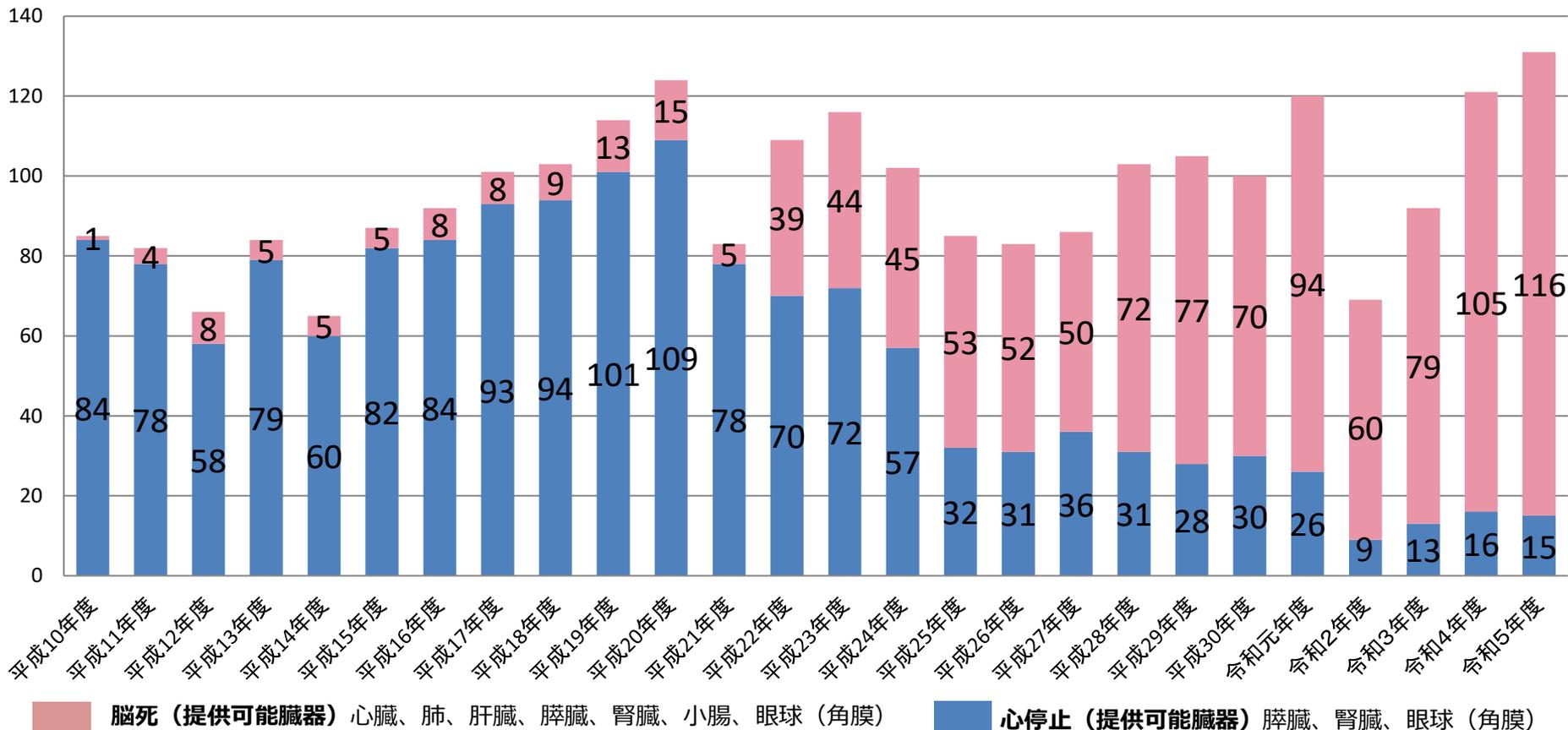
(資料) 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知別紙）等を基に作成。

臓器提供状況の推移について

令和5年度の脳死下臓器提供数は過去最高であった。

臓器提供者数の推移（令和6年3月末までに脳死下の臓器提供者は1,042名。）

(名)

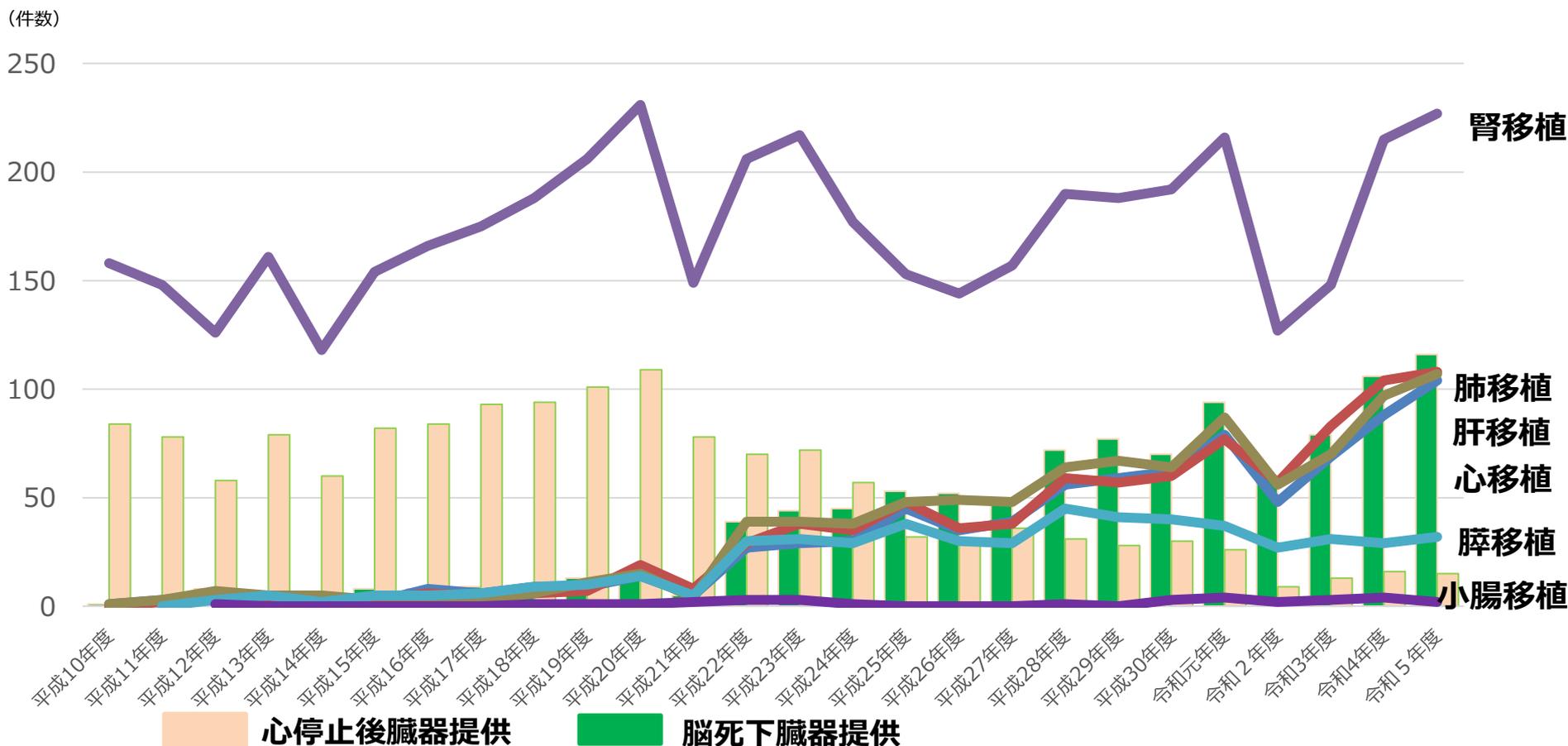


（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

臓器提供・移植状況の推移について

近年、臓器移植件数は増加傾向にあったが、新型コロナが発生している状況下において、令和2年度の臓器移植件数は減少した。令和5年度の脳死下・心停止後臓器提供者数は過去最高であった。

脳死下・心停止後臓器提供者数と各臓器の移植件数の推移



（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で作成

臓器提供施設連携体制構築事業 令和6年度予算 262百万円（令和5年度：98百万円）

臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設として、①従来型の拠点施設、②臓器摘出も含め臓器提供を支援する拠点施設を設置し、地域の特徴に応じた臓器提供体制の構築を行う。

実施内容

従来型の拠点施設

〈要件〉

- ✓ 脳死判定が可能な医師が常勤
- ✓ 脳波測定が可能な検査技師が常勤 等



臓器提供が行われる可能性がある事例について
拠点施設に速やかに連絡

患者情報

脳死が強く疑われる者

拠点施設と情報共有する旨を
家族に説明

ドナー情報早期共有制度

速やかな支援

- ・ 終末期医療の支援
- ・ 家族への選択肢提示の支援
- ・ JOT/都道府県臓器移植コーディネーターと連携して臓器提供の適応の判断
- ・ 法的脳死判定の支援

連携施設

〈要件〉

- ✓ 院内ドナーコーディネーターを配置



連携施設への支援内容

1) 平時

- ✓ 連携施設の体制充実への助言（合同シュミレーション実施等）
- ✓ 教育・研修（研修会や定期的な合同カンファレンス開催等）

2) 連携施設での臓器提供時

- ✓ 脳死が強く疑われる患者を拠点施設に連絡
- ✓ 臓器提供の可能性がある場合は
選択肢提示の時期や進行管理の助言、支援チームの派遣
- ✓ 臓器提供等の適応の判断や臓器摘出等の支援（「移植医療支援室」）

3) 拠点施設での臓器提供時

- ✓ 連携施設職員を受け入れ（事例見学）
- ✓ 臓器提供事例の振り返りへの参加

「移植医療支援室」を有する拠点施設

〈要件〉

- ✓ 地域で臓器提供の調整を行う職員を配置
- ✓ 移植実施施設であることが望ましい
- ✓ 脳死判定が可能な医師が常勤
- ✓ 脳波測定が可能な検査技師が常勤 等



臓器提供が行われる可能性がある事例について
「移植医療支援室」に速やかに連絡

患者情報

脳死が強く疑われる者

拠点病院と情報共有する旨を
家族に説明

ドナー情報早期共有制度

速やかな支援

従来型に加え

- ・ 拠点施設で臓器提供の適応の判断
- ・ 提供臓器の評価
- ・ 移植関連検査の実施
- ・ 臓器摘出の支援

連携施設

〈要件〉

- ✓ 院内ドナーコーディネーターを配置



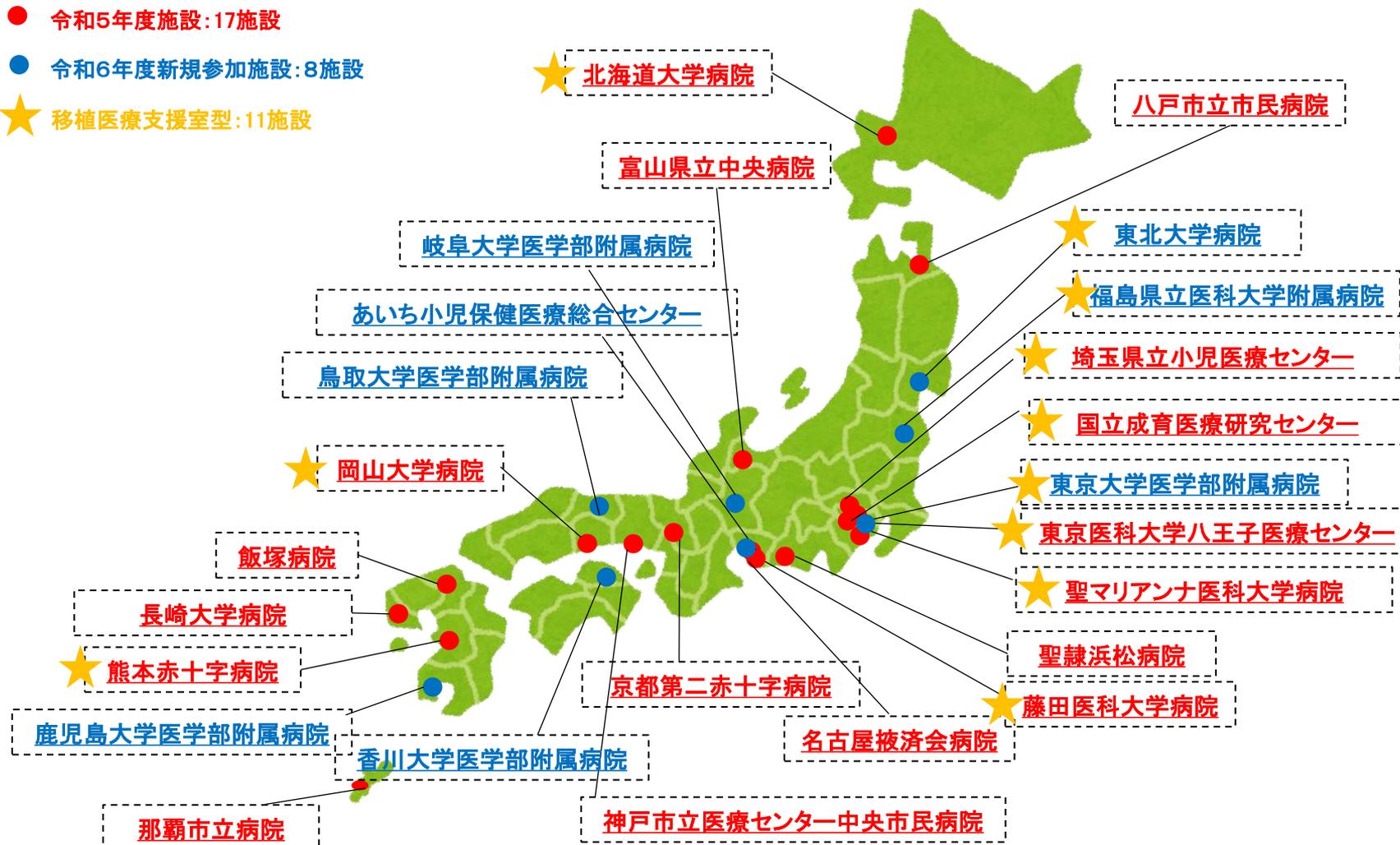
臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設(令和6年度)

令和6年度は、臓器提供施設連携体制構築事業の拠点施設を25施設に拡充（令和5年度は17施設）。

● 令和5年度施設:17施設

● 令和6年度新規参加施設:8施設

★ 移植医療支援室型:11施設



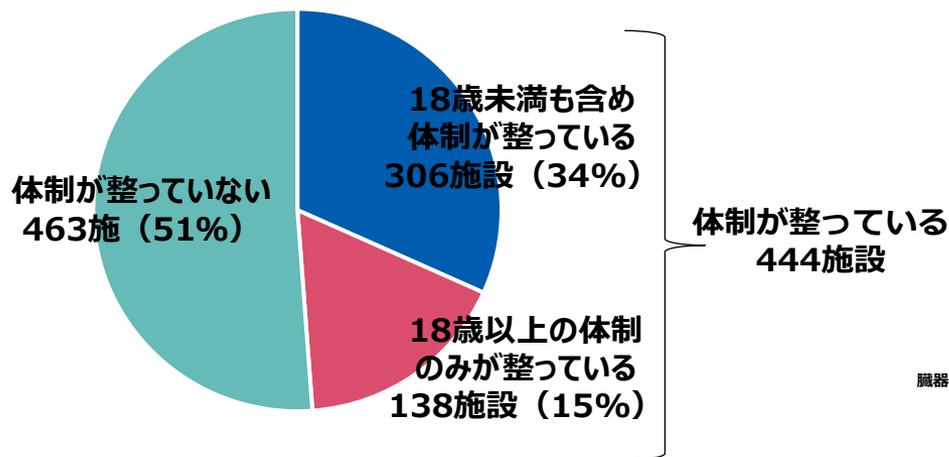
臓器提供施設の現状

令和5年3月31日現在、5類型施設（895施設（令和4年3月31日：908施設））のうち臓器提供施設としての必要な体制を整えている施設は437施設（令和4年3月31日：449施設）、さらに18歳未満の者の身体からの臓器提供を行うために必要な体制を整えている施設は284施設（令和4年3月31日：294施設）となっている。

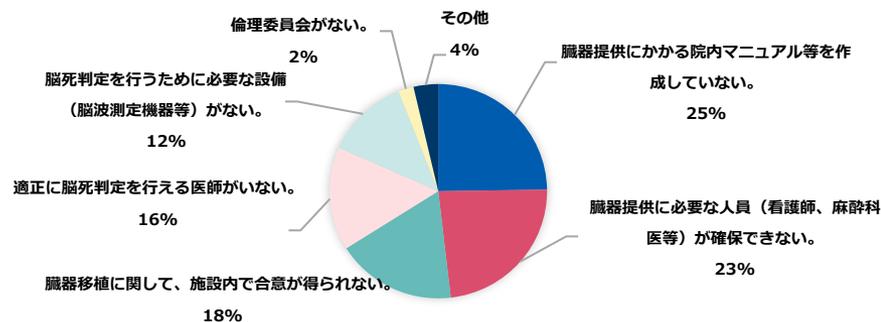
【5類型該当施設（令和6年3月31日）】

合計	大学附属病院	日本救急医学会 指導医指定施設	日本脳神経外科学会 基幹施設 又は連携施設	救命救急 センター	日本小児総合 医療施設協議会 の会員施設
906	142	151	865	300	38

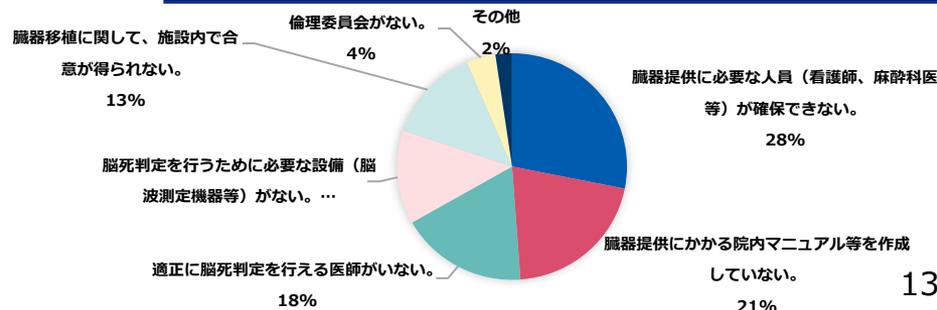
5類型施設のうち、脳死下での臓器提供体制を整えている施設数



これから体制を整える施設の課題（103施設）



体制を整える予定のない施設の課題（359施設）



（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

院内体制整備事業

令和5年度予算 106百万円（令和4年度：106百万円）

都道府県コーディネーターをはじめとする院外の移植医療機関との連携の下で院内コーディネーター設置や院内マニュアルの作成、実際の臓器提供を想定したシミュレーション・院内研修の実施や院外研修への参加、患者家族の臓器提供に関する意思の把握など、臓器提供に関する院内体制を整備する。また令和5年度は、新たに脳死の可能性が高い患者の診療や選択肢提示の実態調査を実施するとともに、事業参加施設の達成目標を設定する。

実施施設の要件及び実施内容

【実施施設の要件】

- ・ 5類型に該当する施設
- ・ 施設の方針として体制を整備することが合意されていること

【実施内容】

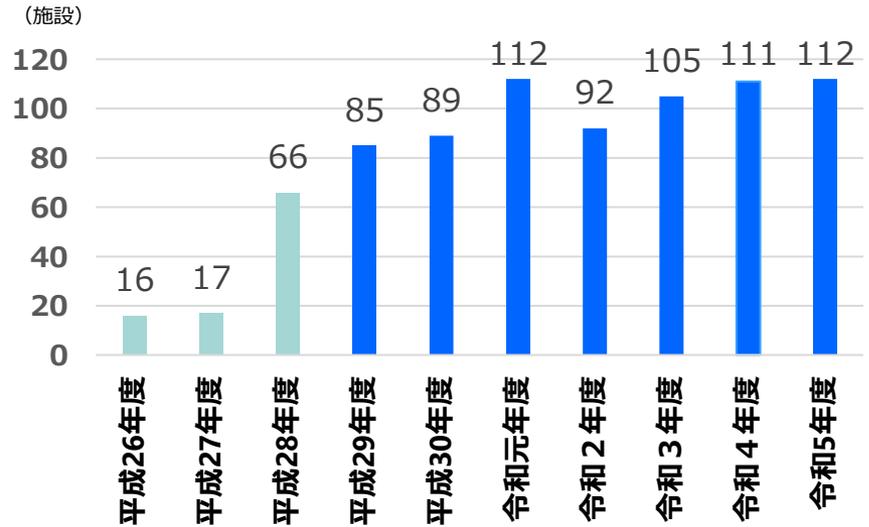
- ◎基礎事業
 - ・ 臓器提供に関する委員会・会議の開催
 - ・ 院内マニュアルの作成・見直し
- ◎研修事業
 - ・ 院内研修会の開催
 - ・ JOTが主催する各種研修会への職員派遣
 - ・ 各種学会との共催セミナーへの職員派遣
- ◎臓器提供に関するシミュレーションの実施
- ◎**脳死の可能性が高い患者の診療と選択肢提示の実態調査**

申請ステップ	対象施設の状況
ステップA	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供経験なし ・ 新たに体制整備実施
ステップB	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供経験問わず ・ 施設体制あり ・ 臓器提供の可能性のある患者の把握 ・ 円滑に臓器提供を行うための体制
ステップC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供経験あり ・ 体制維持、臓器提供の情報 ・ 院内体制の維持向上と、常に選択肢提示ができる体制の構築

2年を目処にステップアップ

2年を目処にステップアップ

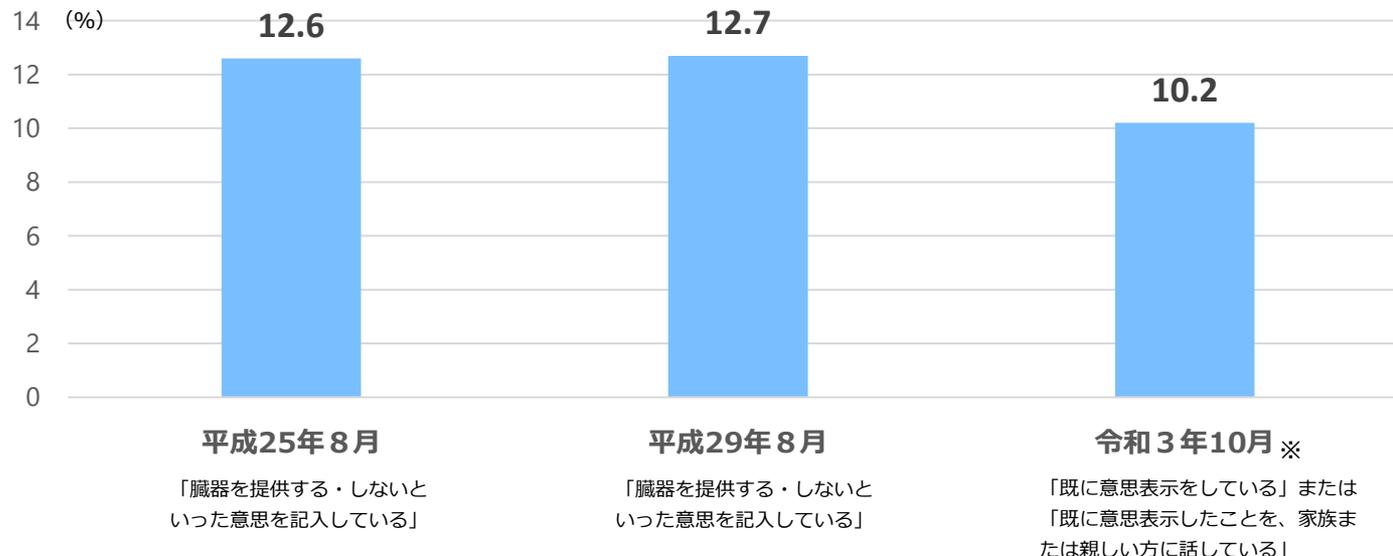
事業実施施設数の推移



（資料）（公社）日本臓器移植ネットワークが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局移植医療対策推進室で加工

臓器提供に関する意思の記入状況（内閣府調査）

平成21年の法改正以降は、臓器提供に係る意思表示をしている人は、およそ1割程度で推移。



臓器提供に関する意思を表示していない主な理由

理由	回答率 (%)
臓器提供に不安感があるから	34.3
臓器提供に抵抗感があるから	27.1
自分の意思が決まらないから/ 後で記入しようと思っていたから	22.6
臓器提供するかどうかは 家族に任せたいから	13.4

理由	回答率 (%)
臓器提供には肯定的だが 意思表示はしたくないから	11.8
臓器提供には関心がないから	8.3
臓器提供やその意思表示について よく知らないから/ 記入の仕方がよくわからないから	6.3
拒否の意思を記入したくないから	4.5

(出典) 内閣府実施の「臓器移植に関する世論調査」または「移植医療に関する世論調査」

国民への普及啓発について

(1) 年間を通じた取組

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、配布
- 免許センターでの意思表示に関する動画の上映、リーフレットの配布



中学生向けパンフレット



リーフレット

(2) 臓器移植普及推進月間（毎年10月）の取組

○「グリーンリボンキャンペーン」の実施

- ・全国各地の著明なランドマーク・建物をグリーンにライトアップ（令和5年度は44都道府県の200箇所にて実施）
- ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示（令和5年10月16日(月)～22日(日)）

○臓器移植推進国民大会の開催

- ・令和5年10月21日（土）広島県で開催
- ・令和6年度は10月20日（日）に鳥取県で開催予定



(3) 臓器移植に関する教育の展開

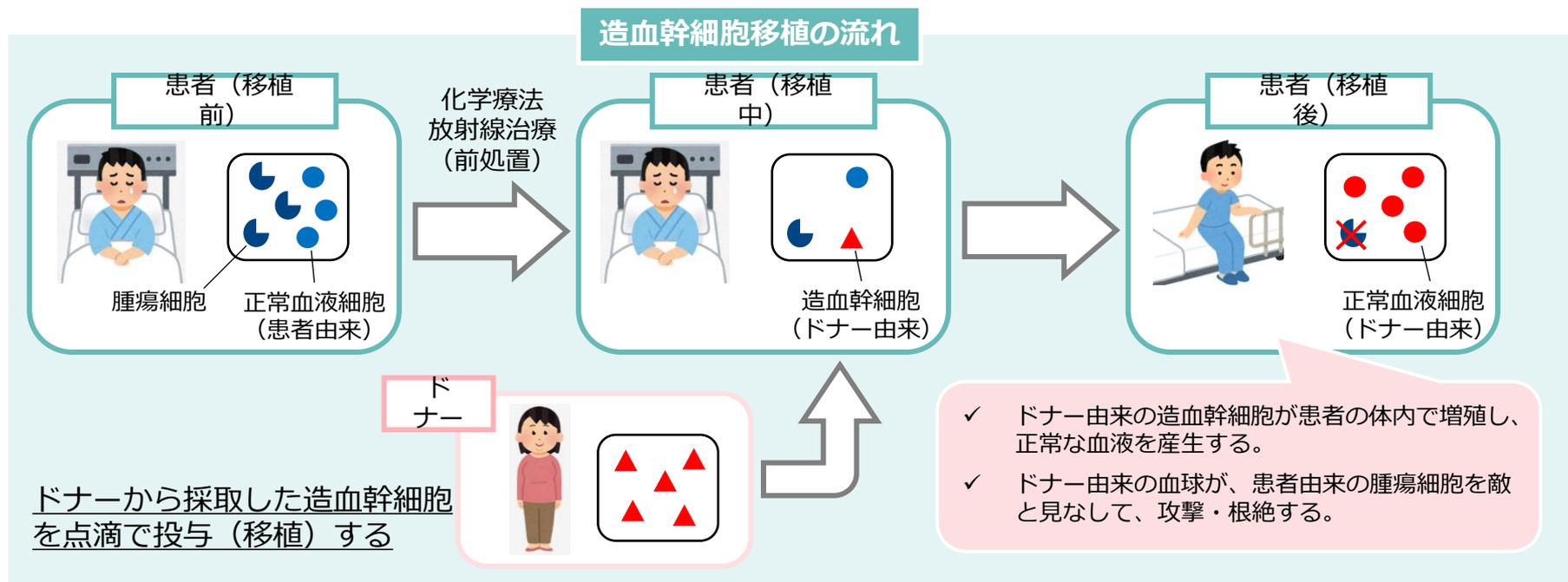
- 授業実例集の作成：各学校や各教諭が行っている授業の実例集、またその活用法についての解説書を作成
- 研究会・セミナーの開催：事例集等の学校での活用法に関する研究会やセミナーを定期的開催

造血幹細胞移植について

- ▶ 造血幹細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）とは、化学療法又は放射線治療による前処置後に、ドナーから採取した造血幹細胞※¹を投与することで、正常な造血機能や免疫機能を回復させ、腫瘍細胞を根絶すること等を目的とした、血液疾患等※²に対する治療法である。
- ▶ 一般的に、化学療法等の治療では根治が困難と見込まれる場合に行われる。

※ 1 造血幹細胞とは、正常血液細胞（赤血球・白血球・血小板等）のもとになっている細胞であり、造血幹細胞が体内で増殖・機能分化することでそれぞれの正常血液細胞となる。

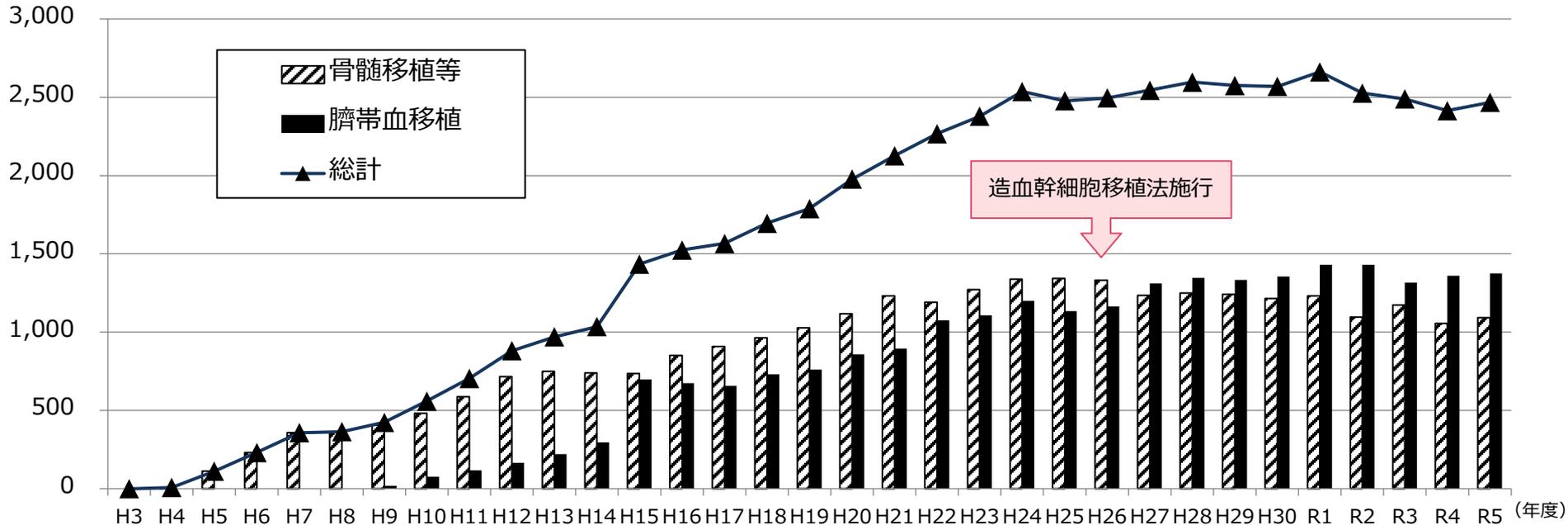
※ 2 造血幹細胞移植の対象疾患は、白血病や再生不良性貧血等、造血幹細胞移植推進法施行規則に定める疾病（27疾病）に限られる。



造血幹細胞移植実績の推移（非血縁者間）

- ・造血幹細胞移植件数は、近年ほぼ横ばいであったが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響等もあり減少がみられた。
- ・平成27年度以降、臍帯血移植が骨髄・末梢血幹細胞移植を上回っている。

(単位：件)



	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
骨髄移植等	0	8	112	231	358	363	405	482	588	716	749	739	737	851	908	963	1,027	1,118	1,232	1,192	1,272	1,338	1,343	1,331	1,234	1,250	1,241	1,214	1,232	1,096	1,173	1,055	1,092
臍帯血移植	0	0	0	0	0	1	19	77	117	165	221	296	697	674	658	732	762	859	895	1,075	1,107	1,199	1,134	1,165	1,311	1,347	1,334	1,355	1,430	1,431	1,316	1,360	1,367
総計	0	8	112	231	358	364	424	559	705	881	970	1,035	1,434	1,525	1,566	1,695	1,789	1,977	2,127	2,267	2,379	2,537	2,477	2,496	2,545	2,597	2,575	2,569	2,662	2,527	2,489	2,415	2,459

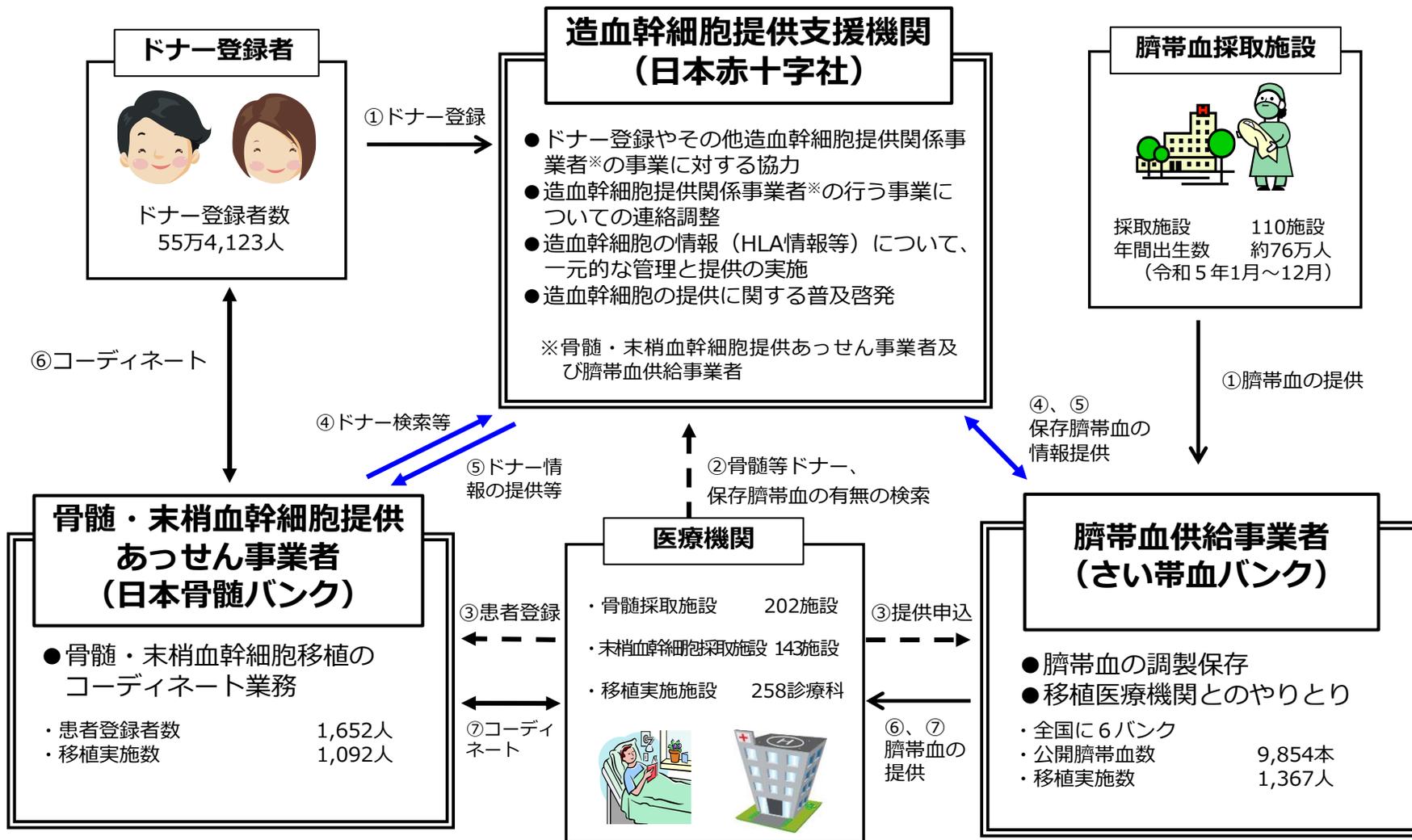
※骨髄移植等とは、骨髄移植と末梢血幹細胞移植をいう。

(各年度末現在)

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、令和6年3月末までに2,117例が実施されている。

(資料) 日本赤十字社及び(公財)日本骨髄バンクが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

造血幹細胞移植の実施体制



※令和6年3月末現在

骨髄バンク・さい帯血バンクについて

造血幹細胞移植を希望する患者に対し、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（平成24年法律第90号）に基づき、厚生労働大臣の許可を受けた、「骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者」・「臍帯血供給事業者」として、造血幹細胞の提供あっせんを行っている。

○骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）

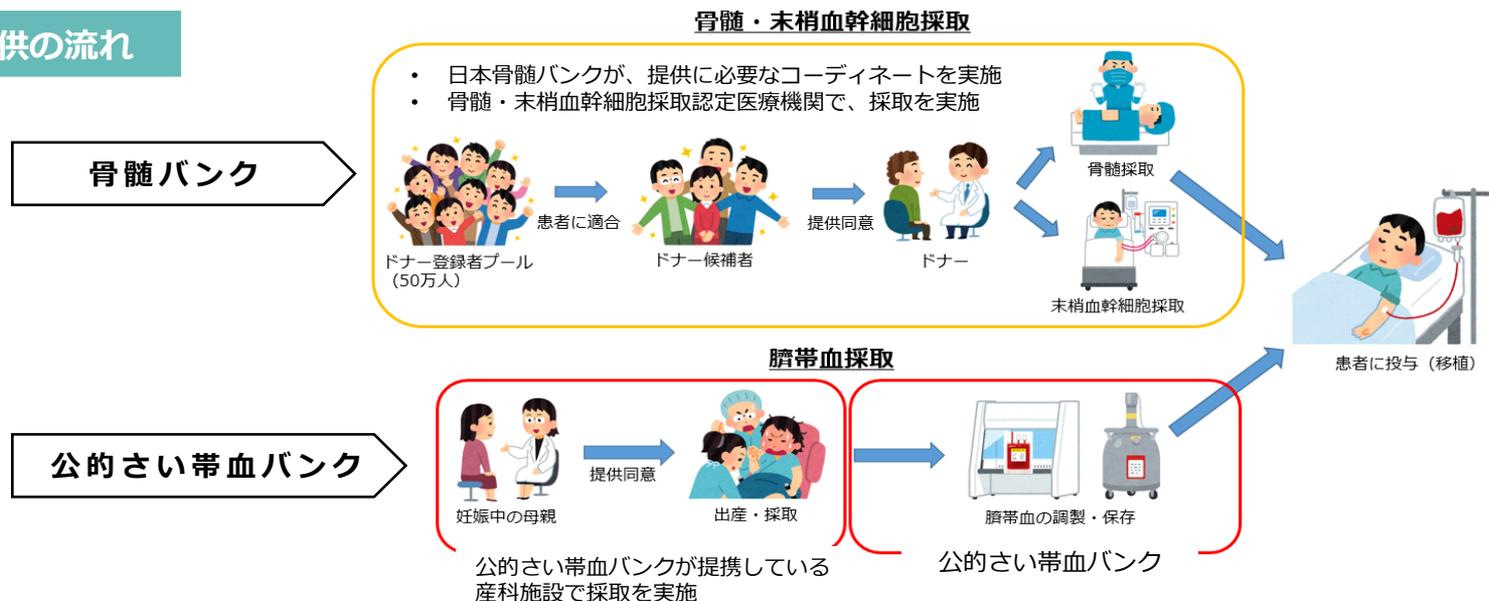
骨髄や末梢血幹細胞の提供意思があるドナーを募り、第三者である患者の求めに応じて、提供をあっせんする。

○臍帯血供給事業者（公的さい帯血バンク）

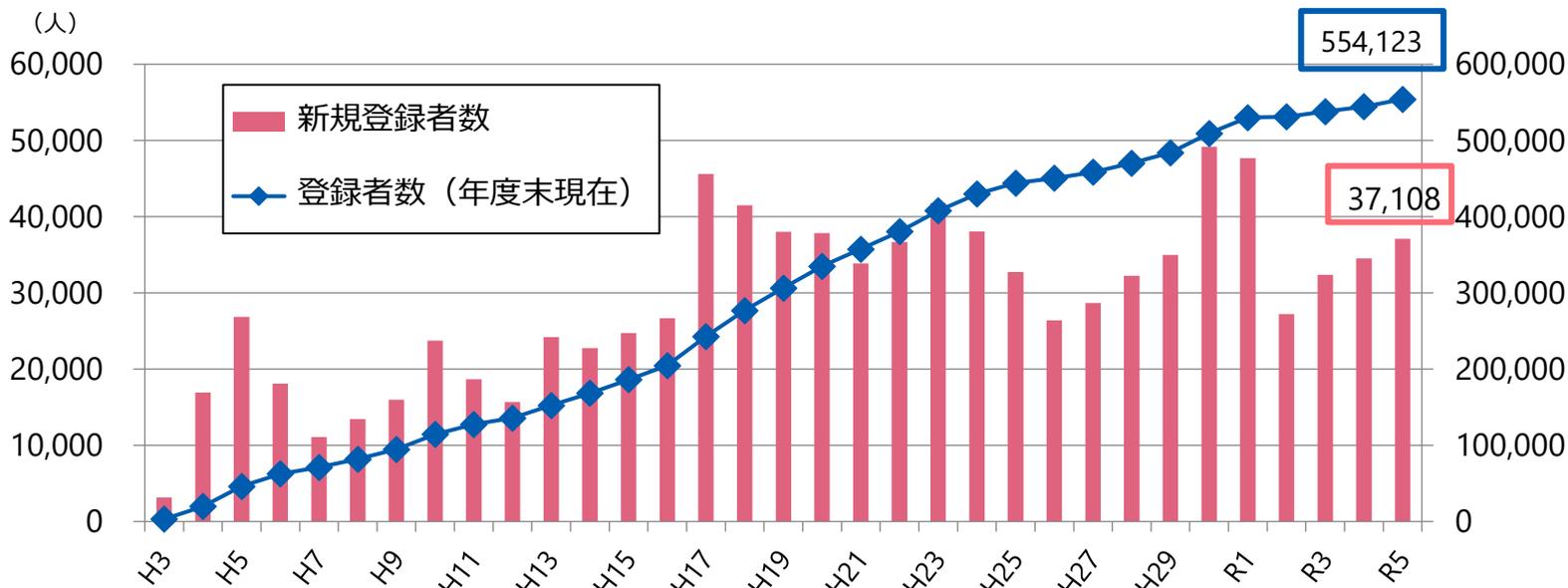
母親から無償で提供された臍帯血（へその緒の中の血液）の調製・保存を行い、第三者である患者の治療のため※に、希望する保存臍帯血を提供する。

※ 本人や家族の病気の治療のために、現在はまだ医療技術としては確立していない再生医療等に将来利用する場合に備えて臍帯血の保存を行う場合には、臍帯血プライベートバンク（民間さい帯血バンク）が用いられる（当該バンクへ臍帯血の保管を依頼する場合には、保管のための費用を支払う必要があり、民衆の委託契約により実施されている。）。なお、法律により、公的さい帯血バンク以外の事業者が、移植に用いる臍帯血の採取・保存・引渡し等の各業務を行うこと及び造血幹細胞移植用として人の臍帯血を取引することを禁止している。

提供の流れ

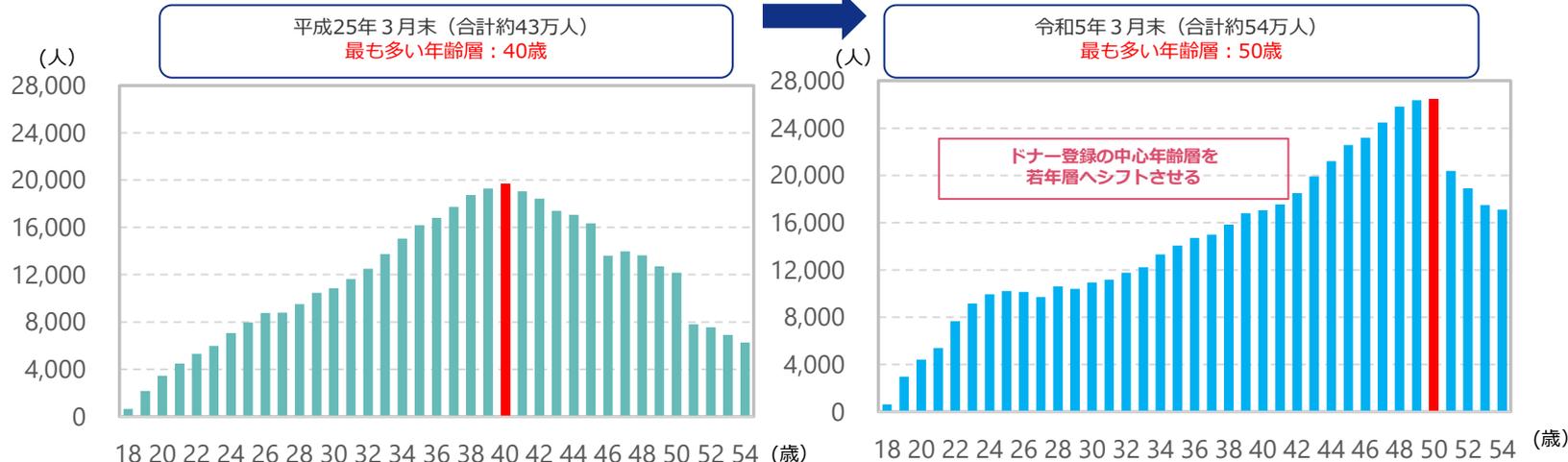


骨髄バンクドナー登録者の推移



(資料) 日本赤十字社及び(公財)日本骨髄バンクが提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

年齢別ドナー登録者数 (直近、10年間の比較)

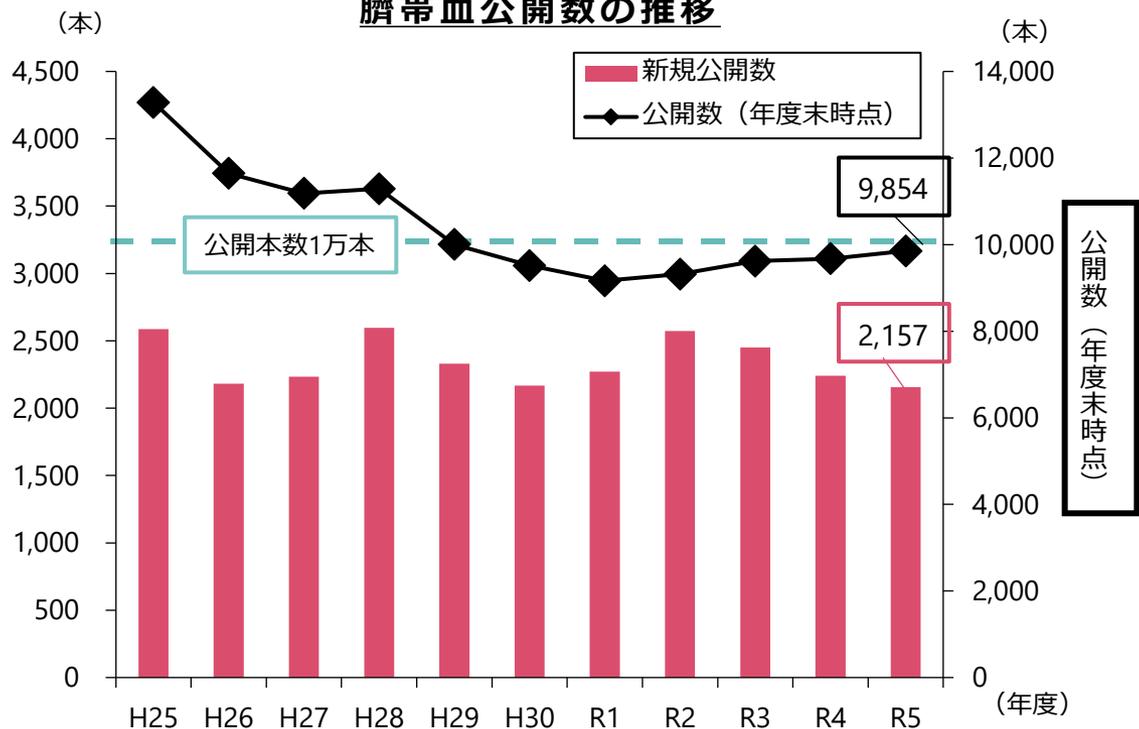


(資料) 日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

臍帯血公開数の推移

- 臍帯血公開数は、ここ数年横ばい傾向にある。
- HLA-A, B, DRの6抗原中5抗原以上一致する臍帯血が95%以上の患者で得られるためには、約1万本の臍帯血が必要である。

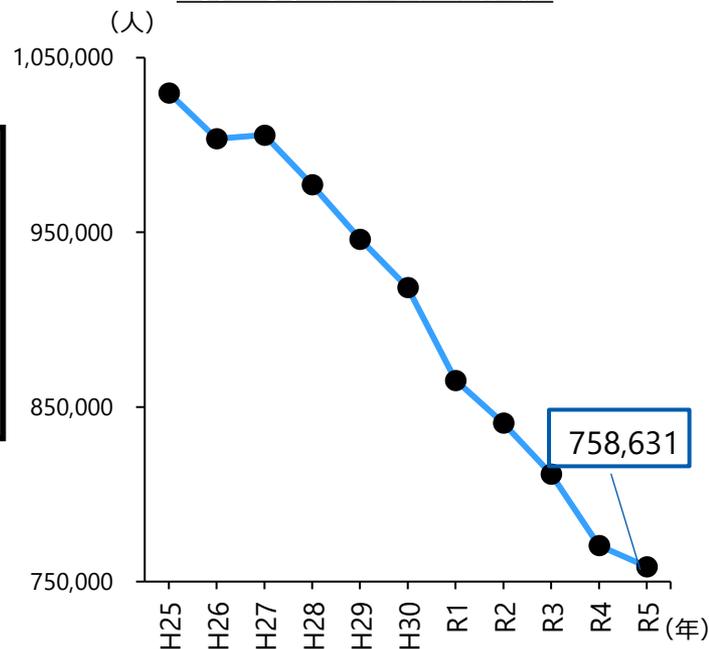
臍帯血公開数の推移



新規公開数

公開数 (年度末時点)

(参考) 出生数の推移



(資料) 日本赤十字社が提供した情報を元に厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室で加工

(出典: 厚生労働省「人口動態統計 (令和5年12月速報値) より)

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解の増進

骨髄バンク推進月間（毎年10月）

■趣旨

広く国民に対して骨髄移植等に対する深い関心と理解を得るとともに、一人でも多くの国民がドナー登録につながるよう、期間中、骨髄等移植対策の推進のための広報・啓発活動など種々の取組を集中的に実施している。

■実施期間

毎年10月1日から同月31日までの1か月間

政府広報を活用した普及啓発

■Yahoo!ニュースバナー広告 (スマホ版)



■政府広報オンライン

「あなたのドナー登録を待っている人がいます

命をつなぐ骨髄バンク」

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/6.html>

■政府インターネットテレビ

「霞が関情報チェック～命をつなぐ 骨髄バンク」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg21176.html?nt=1>

関係機関における普及啓発

■ポスター、パンフレット等の普及啓発グッズの作成及び配布

■動画作成、SNSを活用した広報

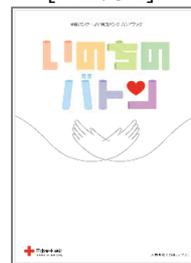
■ACジャパンを活用した広告キャンペーン

■造血幹細胞移植情報サービス（骨髄バンク・さい帯血バンクポータルサイト）における情報提供 など

各種パンフレット（一例）

造血幹細胞移植について

[一般向け]



[小学生向け]



[中高生向け]



骨髄バンクについて



さい帯血バンクについて

